

指定校変更及び区域外就学の許可基準（学校教育法施行令第8条及び9条） R7.3.10更新

許可基準		対象		申請時期				必要書類等															
		指定校変更	区域外就学	新入学	転入	転居	随時																
地理的理由	① 指定校までの通学距離が小学校：1km以上、中学校：1.5km以上あり、住所地から一番近い学校へ入学を希望する場合	○		○	○	○		・ 指定校変更願 ・ 地図で位置関係を確認															
身体的理由	② 身体的障害等のため、希望校への就学が適当と認められる場合	○					○	・ 指定校変更願 ・ 聞き取りにより判断															
いじめ・不登校等 教育的配慮	③ いじめ・不登校等のため、指定校または在籍校以外の学校への入学・転学を希望する場合 ※事実関係を確認のうえ、学務課・指導室・学校間で協議・検討し、必要と認められる場合のみ許可する。	○					○	・ 指定校変更願 ・ 校長の意見書 ・ 詳細な経過書															
	④ 指定校変更または区域外就学を認められている児童が性格・精神的状況から同級生と同じ中学校への入学を希望する場合。ただし、在籍小学校の進路先に指定されている中学校に限る。	○	○	○				・ 指定校変更願または区域外就学願 ・ 卒業小学校長の意見書															
家庭の事情	⑤ 共働きにより児童が保護者の勤務先または実家等に下校するため、その下校先の通学区域校へ入学を希望する場合 ※小学校3年生までの児童を対象とする。	○		○	○	○		・ 指定校変更願 ・ 保護者の勤務証明書（自営業の場合、店舗所有証明書や営業許可書等） ・ 児童を預かる旨の証明書（勤務先または実家等）															
	⑥ 指定校から離れた学童クラブを利用するため、その学童クラブの所在地の通学区域校へ入学を希望する場合 ※小学校3年生までの児童を対象とする。	○		○	○	○		・ 指定校変更願 ・ 学童クラブ利用承認通知書															
	⑦ 兄弟が学校選択や指定校変更（区域外就学）許可によりすでに通学している在籍校へ入学を希望する場合	○	○	○	○	○		・ 指定校変更願または区域外就学願 ・ 学齢簿で兄弟の在学を確認															
居住関係	住所地在調整区域に該当している場合 <table><tr><td>該 当 住 所</td><td>指 定 校</td><td>変更可能校</td></tr><tr><td>向島五丁目 48～50 番</td><td>第一寺島小</td><td>言 問 小</td></tr><tr><td>京島二丁目 14・15・20～27 番 文花三丁目 1 番</td><td>第四吾嬭小</td><td>押 上 小</td></tr><tr><td>八広四丁目 48～51 番 八広六丁目 53～59 番 東墨田全域（一丁目 1・2 番、3 番 1～3 号、4～9 番を除く）</td><td>八 広 小</td><td>第三吾嬭小 中 川 小</td></tr><tr><td>東墨田一丁目 1・2 番、3 番 1～3 号、4～9 番</td><td>中 川 小</td><td>第三吾嬭小、八広小</td></tr></table>	該 当 住 所	指 定 校	変更可能校	向島五丁目 48～50 番	第一寺島小	言 問 小	京島二丁目 14・15・20～27 番 文花三丁目 1 番	第四吾嬭小	押 上 小	八広四丁目 48～51 番 八広六丁目 53～59 番 東墨田全域（一丁目 1・2 番、3 番 1～3 号、4～9 番を除く）	八 広 小	第三吾嬭小 中 川 小	東墨田一丁目 1・2 番、3 番 1～3 号、4～9 番	中 川 小	第三吾嬭小、八広小	○		○	○	○		・ 指定校変更願
	該 当 住 所	指 定 校	変更可能校																				
	向島五丁目 48～50 番	第一寺島小	言 問 小																				
	京島二丁目 14・15・20～27 番 文花三丁目 1 番	第四吾嬭小	押 上 小																				
八広四丁目 48～51 番 八広六丁目 53～59 番 東墨田全域（一丁目 1・2 番、3 番 1～3 号、4～9 番を除く）	八 広 小	第三吾嬭小 中 川 小																					
東墨田一丁目 1・2 番、3 番 1～3 号、4～9 番	中 川 小	第三吾嬭小、八広小																					
⑨ 転居予定のため、あらかじめ転居先の通学区域校へ入学を希望する場合。ただし、入学から9カ月以内に転居する場合のみ。	○	○	○	○	○		・ 指定校変更願または区域外就学願 ・ 家の売買（賃貸）契約書（所在地・契約者・入居可能日が確認できるもの） ・ 住民票未登録理由書																
⑩ 転居により指定校が変わったが元の学校に在学を希望する場合 ・ 最終学年の前学年最終学期以降に転居→卒業まで許可 ・ 上記以前に転居→学期末または学年末まで許可	○	○			○		【区内転居の場合】期間にかかわらず、学校からの異動連絡報告書における承諾の回答をもって許可 【区外転出の場合】区域外就学願（校長が承諾していることを口頭確認） 【左記の期間を超えて区域外就学を希望する場合】区域外就学願、学校長の意見書																
⑪ 通学区域外に住民登録があるが、実際は通学区域内に居住している場合	○	○				○	・ 指定校変更願または区域外就学願 ・ 実際の居住地を確認できる書類 ・ 住民票未登録理由書																